

朕逃亡犯罪人引渡條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
第一條 本條例ニ於テ締約國ト稱スルハ既ニ帝國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シ若クハ今後締結スル外國ヲ謂フ

引渡犯罪人ト稱スルハ外國ト締結シタル犯罪人引渡條約ニ掲ケル犯罪人ヲ謂フ

逃亡犯罪人ト稱スルハ締約國ノ管轄内ニ於テ犯シタル引渡犯罪ニ付告訴發テ受ケ若クハ有罪ノ宣告ヲ受ケタル帝國臣民外ノ人ニシテ帝國ノ管轄内ニ逃避シタル者又ハ逃避シタルノ嫌疑若クハ逃避セントスルノ嫌疑アル者ヲ謂フ但左ノ場合ニ於テハ帝國臣民ヲ包含ス

一 帝國ト請求國トノ犯罪人引渡條約ニ交互其臣民ノ引渡ヲ爲スヘキ條款アルトキ
二 犯罪人引渡條約ニ交互ノ任意ヲ以テ其臣民ノ引渡請求ニ應スルコトアルヘキ旨ノ條款アリ且請求國ニ於テ同様ノ場合ニハ自國ノ臣民ヲ引渡スヘキ旨ヲ申出テタルトキ

第二條 締約國ヨリ逃亡犯罪人ノ引渡請求アリ之カ引渡ノ目的ヲ以テ其手續ヲ爲ストキハ本條例ニ定ムル所ノ條款ニ據ルヘキモノトス

第三條 左ノ場合ニ於テハ逃亡犯罪人ヲ引渡スコトヲ得ス

- 一 引渡ノ請求ニ係ル者ノ所犯政事上ノ犯罪ナルトキ
- 二 引渡ノ請求ハ實際政事上ノ犯罪ニ付審問シ若クハ處刑セントスルノ目的ニ出テタル旨ヲ本人ニ於テ證明シタルトキ

第四條 逃亡犯罪人其引渡請求ニ係ル犯罪外ノ事件ニ付帝國内ニ於テ告訴發テ受ケ又ハ處刑中ナルトキハ無罪又ハ刑期滿限若クハ其他ノ事由ニ因リ釋放セラレタル後ニアラサレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第五條 帝國ト外國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シタルトキハ逃亡犯罪人ノ犯時其締約以前ニ係ルモノ雖モ該締約國ノ請求ニ應シ其引渡ヲ爲スコトアルヘシ

第六條 引渡犯罪ニ付帝國裁判所ニ於テ締約國裁判所ト均シク裁判權ヲ有スト雖モ若シ司法大臣ノ意見ニ於テ其審判ヲ便ナラシメンカ爲メ逃亡犯罪人ノ引渡ヲ可トスルトキハ之ヲ引渡スコトアルヘシ

第七條 本條例ニ據リ發シタル緝テノ逮捕狀ハ帝國内何ノ地ニ於テモ效力アルモノトス

第八條 一逃亡犯罪人ヲ二國以上ノ締約國ヨリ各其國ニ於テ犯シタル罪ノ爲メ引渡請求ヲ爲シタルトキハ最初請求ヲ爲シタル國ニ之ヲ引渡スヘシ但其請求ヲ爲シタル締約國間ニ特別ノ約束若クハ協議アル場合ハ此限ニ在ラス

第九條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一名若クハ二名以上ノ上席檢事ニ命シ逃亡犯罪人ヲ假ニ逮捕スル爲メ附錄第一號書式ニ依リ假逮捕狀ヲ發セシムルコトヲ得

外務大臣ハ締約國ヨリ相當ノ順序ヲ經由シ書面又ハ電信ヲ以テ逃亡犯罪人ヲ逮捕スル爲メ既ニ逮捕狀ヲ發シタルコトノ通知ト其引渡ハ正式ニ依リ請求スヘキ旨ノ保證トニ接シタル後ニ限リ本條ノ請求ヲ爲スヘシ

第十條 假逮捕狀ニ據リ逃亡犯罪人ヲ逮捕シタル場合ニ於テ二月ヲ過キサル相當ノ期限内ニ其引渡ノ請求ヲキトキハ之ヲ釋放スヘシ但此場合ニ於テ逮捕シタル者ヲ釋放スルモ再ヒ之ヲ逮捕シ及引渡スコトヲ妨ケサルモノトス

假逮捕狀ニ據リ逮捕シタル者ノ引渡請求アリタルトキハ更ニ附錄第二號書式ノ逮捕狀ヲ發シ假逮捕狀ト交換スヘシ

第十一條 第九條ニ定メタル例外ノ場合ヲ除クノ外ハ引渡請求ヲ爲シタル國トノ條約ニ定メタル相當ノ順序ヲ經由シ左ノ書類ヲ添ヘ引渡ノ請求アリタル後ニアラサレハ何人ヲモ引渡ノ目的ヲ以テ逮捕スルコトヲ得ス

一 告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其所犯ニ付訴アリタル國ノ相當官吏ニ於テ發シタリト認メ得ヘキ逮捕狀ノ公寫及該逮捕狀ヲ發スルノ根據ト爲リタル口供書若クハ陳述書ノ公寫

二 有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其宣告ヲ爲シタル裁判所ノ證明アル宣告書ノ寫

第十二條 外務大臣引渡請求書ニ接シ犯罪人引渡條約ノ條款ニ適合シタリト思量スルトキハ該請求書ニ其關係書類ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ送付スヘシ

第十三條 司法大臣本條ノ請求ニ接シ妥當ノ事由アル請求ト思量スルトキハ逃亡犯罪人ノ所在又ハ其到着スヘシト認ムル地ノ上席檢察ニ命シ逮捕狀ヲ發セシムヘシ

第十四條 上席檢察前條ニ掲ケタル司法大臣ノ命令ニ接シタルトキハ附錄第二號書式ニ依リ逮捕狀ヲ發スヘシ

第十五條 請求ニ係ル逃亡犯罪人ヲ逮捕シ若クハ假逮捕シタルトキハ其逮捕狀ヲ發シタル上席檢察又ハ之ヲ逮捕シタル地ノ上席檢察ニ引渡スヘシ

第十六條 上席檢察ハ逃亡犯罪人逮捕ノ願未チ直ニ司法大臣ニ具申スヘシ

第十七條 司法大臣上席檢察ノ具申ニ接シタルトキ引渡請求書アレハ其寫及附屬書類ヲ速ニ該檢察ニ送付スヘシ但被告ハ釋放スヘキノ命令ヲ發スルトキハ此手續ヲ爲スニ及ハス

第十八條 告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席檢察ハ速ニ之ヲ訊問シ其人違ナキコト及引渡請求シタルコトヲ締約國ノ相當裁判所ニ於テ宣告ヲ爲シタルノ確實ナルコトヲ認定スヘシ

第十九條 上席檢察被告ノ具申ニ接シタルトキハ附錄第三號書式ニ依リ引渡狀ヲ發スルカ又ハ逮捕シタル者ヲ釋放スヘシ

第二十條 逃亡犯罪人ハ逮捕狀ニ據リ逮捕セラレタル後二月以上留置セラレタルコトナカルヘシ

第二十一條 司法大臣ハ左ノ場合ニ限り引渡書ヲ發スルコトヲ得

一 引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ若シ其告訴告發ヲ受ケタル罪ヲ帝國内ニ於テ犯シタルモノトセハ帝國ノ法律ニ據リ被告人ヲ審判ニ付スルニ充分ナル犯罪ノ證據アリト認メタルトキ

二 有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ相當裁判所ニ於テ其宣告ヲ爲シタルコトヲ認メタルトキ

第二十二條 附屬裁判ニ由リ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其引渡ヲ請求シタル締約國トノ間ニ特別ノ約款アルニ非サレハ本條例ニ於テハ之ヲ告訴告發ヲ受ケタル者ト爲シ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ト認メス

第二十三條 逮捕シタル者ヲ釋放シ又ハ其引渡ノ爲メ引渡狀ヲ發シタルトキハ司法大臣ハ引渡請求書及附屬書類ニ其執行シタル手續及其理由ノ略記ヲ添ヘ之ヲ外務大臣ニ返付スヘシ

第二十四條 逮捕シタル者ヲ釋放シ又ハ其引渡ノ爲メ引渡狀ヲ發シタルトキハ司法大臣ハ引渡請求書及附屬書類ニ其執行シタル手續及其理由ノ略記ヲ添ヘ之ヲ外務大臣ニ返付スヘシ

第二十五條 逮捕シタル者ヲ釋放シ又ハ其引渡ノ爲メ引渡狀ヲ發シタルトキハ司法大臣ハ引渡請求書及附屬書類ニ其執行シタル手續及其理由ノ略記ヲ添ヘ之ヲ外務大臣ニ返付スヘシ

第二十一條 引渡狀ヲ發シタル後何人ヲモ一月以上留置スルコトヲ得ス但此期限内ニ之ヲ帝國外ニ引取ラサルトキハ請求國相當官吏ニ於テ正當ノ事由ヲ示スニアラサレハ釋放スヘシ

第二十二條 逃亡犯罪人ヲ引渡ストキハ其逮捕ノ際差押ヘタル本人ノ携帶品ハ正當ノ理由アルニアラサレハ其引渡ノ節本人ト共ニ悉ク之ヲ交付スヘシ

第二十三條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一外國ヨリ他ノ外國ニ引渡シタル者ノ帝國内海陸ノ通行ヲ認可スルコトヲ得

本條ノ請求ハ引渡ヲ受クヘキ國ノ政府ヨリ引渡狀ノ公寫ヲ添ヘ相當ノ順序ヲ經由シタル照會書ヲ外務大臣ニ於テ受領シタルトキニ限ル但帝國ト請求國トノ間ニ特別ノ約款ナキトキハ該照會書ノ外仍ホ請求國ノ政府ニ於テ之ト同一ノ場合即チ第三國ヨリ帝國ニ逃亡犯罪人ヲ引渡シタル場合ニ該請求國內海陸ノ通行ヲ均シク認可スヘキ保證ヲ爲シタルトキニ限ル
(附錄番式略之)

清國並朝鮮國駐在領事裁判規則 (明治二十一年十月勅令第七十一號)

朕清國並朝鮮國駐在領事裁判規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
清國並朝鮮國駐在領裁判規則

第一條 清國並朝鮮國駐在ノ日本帝國領事ハ其管轄内ニ在ル日本人民ニ對スル民事訴訟及ヒ公訴私訴ニシテ「治安裁判所」或「警署裁判所」或「始審裁判所」或「輕罪裁判所」ノ權限ニ屬スルモノヲ審判スルノ權ヲ有ス但「治安裁判所」或「警署裁判所」ノ權限ニ屬スル事件ニ付領事ノ爲シタル裁判ハ終審ノ裁判ナリトス

第二條 豫審裁判ノ職務ハ領事之ヲ行ヒ檢察官ノ職務ハ副領事警察官若クハ領事館書記生之ヲ行フ

第三條 裁判所書記ノ職務ハ領事館書記生若クハ其他ノ館員之ヲ行フ

第四條 輕罪ニ付テハ豫審ヲ爲ササルモノトス

第五條 重罪ニ關スル豫審ノ手續及ヒ豫審終結ノ旨渡ニ付故障ヲ爲スコトヲ許サス但豫審終結ノ旨渡ニ對シテハ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第六條 「治罪法」ニ定ムル忌避回避ノ規則ハ之ヲ適用セシム

第七條 民事訴訟及ヒ公訴私訴ノ裁判ニ對スル控訴ハ長崎控訴院重罪ニ係ル公判ハ長崎「重罪裁判所」ノ管轄トス

第八條 民事訴訟及私訴ノ裁判ニ對スル控訴上告ハ本人若クハ「代理人」ノ出廷ヲ要セス書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得禁錮ノ旨渡ヲ除クノ外公訴ノ裁判ニ對スル控訴モ亦同シ

第九條 此規則ニ於テ領事ト稱スルハ總領事領事又ハ其代理及ヒ委任狀ヲ有シタル副領事又ハ其代理ヲ云フ

監獄則 (明治二十二年七月勅令第九十三號)

朕監獄則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

監獄則

第一條 監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス

- 一 集治監 徒刑流刑及舊法懲役終身ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 二 假留監 徒刑流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス
- 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ處セラレタル者及婦女ニシテ徒刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四 拘留監 刑事被告人ヲ拘禁スル所トス

五 留置場 刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得

六 懲治場 不倫罪ニ係ル幼者及瘡癩者ヲ懲治スル所トス

第二條 監獄ハ内務大臣ノ監督ニ屬ス

第三條 集治監及假留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其他ノ監獄ハ警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府ヲ除ク)之ヲ管理ス(明治二十八年勅令第百號ヲ以テ集治監ノ下制註ヲ削ル)

第四條 内務大臣ハ隨時監獄巡閱官ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘシ

警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府ヲ除ク)ハ毎年少クトモ一回所轄ノ監獄ヲ巡閱スヘシ
裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘留監ヲ巡視スヘシ

檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ

第五條 府縣會議員ハ臨時其府縣所轄ノ監獄ヲ巡見スルコトヲ得

第六條 新ニ入監スル者アルトキハ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ查閱シテ之ヲ領シ其領收證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後入監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムル

コトヲ得ス

第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齡滿三歲ニ至ル迄之ヲ許ス

第八條 新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘシ

第九條 水火風霞等非常ノ變災ニ際シ監獄園内ニ避災ノ手段ナシト考定スルトキハ典獄ハ其狀況ニ依リ在監ノ囚人懲治人刑事被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケシムヘシ若シ押送スルノ途ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放ニ遣ヒタル者ハ其時ヨリ二十四時以内ニ監署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出ツヘシ

第十條 滿期ノ者ヲ釋放スルハ其滿期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス

第十一條 囚人ハ各罪實ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

一 滿十二歲以上十六歲未滿ノ者

二 滿十六歲以上二十歲未滿ノ者

三 滿二十歲以上ノ者

四 滿十六歲以上二十歲未滿再犯ノ者

五 二十歲以上再犯ノ者

第十二條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

一 滿八歲以上十六歲未滿ノ者

二 滿十六歲以上二十歲未滿ノ者

三 滿二十歲以上ノ者

第十三條 刑事被告人ハ各罪實ニ從テ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

- 一 滿十二歲以上十六歲未滿ノ者
- 二 滿十六歲以上二十歲未滿ノ者
- 三 滿二十歲以上ノ者

第十四條 地方監獄拘留監禁治場ノ一區畫内ニ在ルモノハ牆壁ヲ以テ之ヲ區畫スヘシ

第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ

第十六條 囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルトキハ男ト女トヲ分チ時宜ニ依リ戒具ヲ用フニトテ得但懲治人ニハ戒具ヲ用ヒス

第十七條 定役ニ服スヘキ囚人ノ作業ハ毎囚ノ體力ニ應ジテ之ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役セシムヘシ但科程ノ標準ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 左ニ部載シタル日ハ服役ヲ免ス

- 一月一日 元始祭
- 孝明天皇祭
- 春季皇靈祭
- 神武天皇祭
- 秋季皇靈祭
- 神嘗祭
- 天長節
- 新嘗祭

十二月三十一日 父母ノ喪ニ遭フ者ハ三日免役ス

第十九條 無定役囚ニシテ監獄内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄之ヲ指定ス刑事被告人モ亦之ニ準スルコトヲ得

第二十條 懲治人ニハ毎日五時以内農業者クハ工藝ヲ教ヘ力作セシムヘシ

第二十一條 役場ハ男女ノ別ヲ嚴隔シ尙ホ定役囚無定役囚懲治人ノ役場ハ各別ニ之ヲ設ク其中ニ就キ丁年以上ノ者ト未丁年者トヲ區別スヘシ

第二十二條 定役ニ服スヘキ囚人現役一百日ヲ經レハ始メテ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ重罪囚ニハ其二分輕罪囚ニハ其四分ヲ與ヘ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス

無定役囚懲治人及刑事被告人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ之ヲ十分シテ其六分ヲ與ヘ其餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス定役ニ服スル囚人ニシテ科程外ノ作業ヲ爲ス時ノ工錢モ又之ニ準ス

第二十三條 前條ニ依リ作業者ニ與フヘキ工錢ハ典獄之ヲ領證スヘシ

第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄慈惠ノ用ニ充テ刑死者死亡者ノ領置貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シ

第二十五條 囚人及懲治人監署ニ領置ノ貨物ヲ以テ其父母妻子ノ扶助及正當ノ費用ニ充ント請フトキハ典獄其事情ヲ取糺シテ之ヲ許可スヘシ

第二十六條 囚人及懲治人ノ衣服臥具ハ之ヲ貸與ス但拘留囚ハ自衣ヲ著スルコトヲ得

第二十七條 刑事被告人ノ衣服ハ總テ自辨トシ臥具ハ之ヲ貸與ス若シ臥具ヲ自辨セント請フ者アルトキハ之ヲ許ス赤貧ニシテ衣服類ヲ自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

第二十八條 囚人及懲治人一人一日ノ食糧

- 一 下白米ハ十分ノ四麥十分ノ六 七合乃至八合 最モ強キ作業ニ服スル者

- 一 同 五合乃至六合 作業ニ服スル者
- 一 同 四合 作業ニ服セサル者
- 一 同 三合 十歳未満ノ幼者
- 一 菜 金一錢以下

地方ノ便宜ニ依リ粟稗黍粟ノ類ヲ以テ麥ニ代用スルコトヲ得又麥粟稗黍等ニ乏シキ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ下白米ノノミヲ給スルコトヲ得

刑事被告人モ亦前項ニ準ズ但自費ヲ以テ食物ヲ購求セント請フトキハ之ヲ許ス

第二十九條 定役ニ服スル男囚ノ髪ハ常ニ之ヲ短雜シ鬚髭ハ常ニ剃除セシム

定役ニ服スル女囚ノ梳髮ハ背ヲ用ヒテ裝飾スルコトヲ許サス

第三十條 囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ改過導善ノ道ヲ講セシム

第三十一條 囚人十六歳未満ノ者及懲治人ニハ毎日四時以内讀書習字算術ヲ教フヘシ

第三十二條 囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看シテ下請フトキハ之ヲ許ス

囚人及懲治人書籍ヲ看シテ請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノニ限り之ヲ許ス

刑事被告人書籍ヲ看シテ請フトキハ總テ之ヲ許ス但領外ノ書籍ハ當該裁判官ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

第三十三條 囚人其親屬故舊ニ書信ヲ贈ルハ一箇月ニ一次懲治人ハ一箇月ニ二次トシ共ニ一通ニ

過クルコトヲ得ス但官司ノ訊問等ニ由テ書信ヲ要スルトキ又ハ親屬故舊ニ回答セント請ヒ典獄ニ於テ之ヲ必要ト認メタルトキハ此限ニ在ラス

第三十四條 囚人及懲治人ノ發スル信書又ハ外人ヨリ送リ來ル信書ハ典獄之ヲ檢閱スヘシ若シ書

中不正不良ニ涉リ又ハ其改悛ヲ妨クルモノト認ムルトキハ之ヲ發贈付與スルコトヲ許サス但刑事被告人ニ係ル信書ハ總テ當該裁判官ノ檢閱ヲ經ヘキモノトス

第三十五條 囚人懲治人及刑事被告人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄ノ立會ヲ以テ之ヲ許ス

ヘシ但典獄ニ於テ形跡ノ疑フヘキコトアリト認ムルトキハ之ヲ許ササルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ旨渡チ受ケタル者ハ裁判官渡アル迄辯護人ヲ除クノ外其

現在地ノ裁判所長ノ允許ヲ受ヘク審察監禁者ハ當該裁判官ノ允許ヲ受ケヘシ

第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於

テ醫療セシム懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得

第三十七條 囚人懲治人及刑事被告人死亡シタルトキハ典獄看守長醫師ノ立會ヲ以テ之ヲ檢視シ

監署ニ於テ速ニ其木柩ニ通知スヘシ其遺骸ハ親屬若クハ故舊ノ之ヲ請フ者ニ下付ス但死亡後二

十四時以内ニ在テ其下付ヲ請フ者無キトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木柩ヲ立

ツヘシ

刑死者ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ五分時ヲ過キサレハ其遺骸ヲ絞架ヨリ解下シ之レヲ埋葬シ若ク

ハ下付スルコトヲ許サス

第三十八條 刑事被告人ニ其親屬故舊ヨリ書類書籍用紙衣服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ヲ贈

ラント請フトキハ之ヲ許ス但書類書籍ハ當該裁判官ノ檢閱ヲ受ケヘシ其密室監禁者ニ係ルトキ

ハ他物ニ於テモ亦同シ

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前項ノ例ニアラス

第三十九條 囚人及懲治人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書寫用紙印紙郵便切手貨幣及内務大臣ニ於テ許可シタルモノヲ除クノ外差入ヲ許サス但書籍ハ第三十二條ニ記載シタル制限ニ從フ

第四十條 囚人獄則ヲ遵守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アル者ト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ

賞譽セシ者ニハ之ヲ表スル爲メ賞表ヲ與ヘ獄衣ニ縫著セシムヘシ
賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據ト爲スコトヲ得

第四十一條 賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應ジテ優遇ヲ爲スヘシ

第四十二條 囚人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一 屏禁 晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間座作ノ役ヲ課ス

二 減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ湯二品ノ外茶ヲ與ヘス

三 閉室 閉室ニ入レ一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ湯二品ノ外茶ヲ與ヘス仍ホ臥具ヲ禁ス

屏禁ハ二月以内減食ハ一週日以内閉室ハ五晝夜以内トス

第四十三條 囚人十六歳未満ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一 獨愼 晝夜一室ニ獨居セシム

二 減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス
獨愼ハ七晝夜以内減食ハ三日以内トス

第四十四條 減食若クハ閉室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキヲ證シテ後之ヲ行フヘシ其處罰中ハ醫師ヲシテ毎日之ヲ視察セシメ醫師ニ於テ身體ニ妨アルヲ證スルトキハ處罰ヲ中止スヘシ

第四十五條 無期徒刑ノ囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタルトキハ一年以上五年以下ノ其他ノ輕罪ヲ犯シタルトキハ一年以上一年以下兩脚又ハ一脚ニ欵ヲ施シ仍ホ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ其欵ニ貫キ腰間ニ纏帶セシメ縲帶ノ所ニ下鍵ス其監房ニ在ルモ晝間ハ仍ホ之ヲ施スモノトス

若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス

鐵丸ノ量ハ二百目以上一貫目以下トシ被罰者ノ體力ニ應ジテ之ヲ施ス丸ハ索尾ニ懸シ地上ヲ轉ハスモノトス若シ外役ニ服スルトキハ鐵丸ヲ除キ二人聯紳ノ法ニ從フ

第四十六條 施欵中ノ者病ニ罹リ醫師ノ診斷ニ依リ欵ノ解除ヲ必要トスルトキハ一時之ヲ解除スルコトヲ得但解除中通過セシ日數ハ施欵期限ニ算入ス

第四十七條 賞表ヲ有スル者處罰ヲ受ケタルトキハ其情狀ニ因リ賞表一箇又ハ數箇ヲ減奪スルコトアルヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條 免幽閉ヲ受ケタル流刑ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘置スルコトヲ得

第五十條 囚人懲治人及刑事被告人司獄官吏ノ處置ニ對シ苦情ヲ訴ヘントスルトキハ第四條ニ記載シタル官吏巡廻ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

第五十一條 此規程ヲ施行スル方法細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第五十二條 此規則ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ適用セサルモノトス

監獄則施行細則 (明治二十二年七月内務省令第八號)

監獄則施行細則左ノ通相定ム

監獄則施行細則

第一章 規程

第一條 此規則ニ於テ在監人ト稱スルハ囚人懲治人及刑事被告人ヲ云フ

第二條 新ニ入監スル者アルトキハ先ツ之ニ番號ヲ付シ一小房内ニ於テ通身ヲ検査シ了リテ名籍

ニ其要項ヲ詳録シ仍ホ房内揭示ノ事項ヲ既示スヘシ

第三條 各監房内ニハ在監人ノ遵守スヘキ事項ヲ揭示シ懲罰ヲ施シ易カラシムヘシ其事項左ノ如

- 一 在監人ハ互ニ和順ヲ主トシ常ニ教令ヲ謹守スヘシ
- 一 教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慎テ容止ヲ正フスヘシ (刑事被告人ヲ拘禁スル監房ニハ此項ヲ除ク)
- 一 毎期常用ノ諸器具ヲ清潔ニシ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及席壁圓圈等ヲ掃除スヘシ
- 一 窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ハ唾ハキ及貯水ヲ濫用スヘカラス
- 一 房外ニ出タル時ハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談スヘカラス
- 一 夜間ハ最も鎮靜ヲ主トシ既話發聲又ハ濫リニ起歩スヘカラス但晝間ト雖放歌喧嘩又ハ高聲

ニ誦讀シ及隣房へ通聲交談スヘカラス

- 一 許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ争ヒ若クハ賭博類似ノ遊戯ヲナシ或ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所爲アルヘカラス
- 一 服役中其作業ニ關セサル他事ヲ談話シ及服役セサル時間タリトモ部外ノ役場ニ至ルヘカラス
- 一 許可ヲ得シテ物件ヲ受授貸借スヘカラス
- 一 監房ニ於テ異常ノ事アルハ晝夜ニ拘ラス直ニ看守所ニ通報スヘシ
- 一 病者アルトキハ同房ノ者共ハ介保シ看病人タル者ハ切實ニ之ヲ看護スヘシ
- 第四條 領置ノ貨物ハ其名數ヲ簿冊ニ記載シ典獄之ニ證明印スヘシ
- 第五條 領置ノ貨物ハ本人釋放又ハ假出獄免幽閉假出場ノ時之ヲ下付スヘシ
- 第六條 領置物品中保存ニ堪ヘ難キ者ハ本人へ告知ノ上之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得
- 第七條 入監中外人ヨリ差入タル貨物ニシテ領置スルモノモ亦第四條第五條ノ例ニ依ル
- 第八條 總テ官房ニ入ルル物品ハ典獄之ヲ點檢シ其危險ノ虞アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ
- 第九條 入監後出房セシメタル者ニ對シテハ選房ノ際通身ノ検査ヲ爲スヘシ
- 第十條 通身ノ検査ハ一人宛之ヲ爲シ他人ヲ見セシムヘカラス但役場教誨堂運動場及浴室等ヨリ一時多人數ヲ選房セシムル場合ハ此限ニ在ラス
- 第十一條 男子ノ檢身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係ルトキハ看守長臨監シ女監取締之ヲ行フヘシ
- 第十二條 典獄看守長ハ日夜不時ニ監獄ノ内外ヲ巡視スヘシ但看守長ノ巡視ハ一晝夜三回以上ヲ

ルヘシ

第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ警守受持場ヲ定メ晝夜絶ヘス之ヲ巡警セシムヘシ

第十三條 典獄ハ看守長及看守女監取締ヲシテ常ニ在監人ノ行狀ヲ録セシムヘシ但押送途中ニ在テハ押送官吏之ヲ録シテ典獄ニ差出スヘシ

第十四條 看守長ハ毎日二回以上各監房ニ就キ在監人ノ員數ヲ點檢シ毎日一回以上監房ヲ検査スヘシ

第十五條 囚人及懲治人ノ放免期日ハ入監後典獄直ニ之ヲ調査シテ名籍簿ニ記入シテ仍ホ本人ニ告知スヘシ

第十六條 囚人及懲治人ニシテ釋放スヘキ者アルトキハ典獄名籍簿ニ照シテ其氏名等ヲ問糺シ釋放スル旨ヲ言渡スヘシ刑事被告人ニシテ放免保釋及交付スヘキ者アルトキモ亦同シ

第十七條 領置ノ貨物ヲ下付スルトキハ典獄其名數ヲ領置簿ニ照シテ其旨ヲ記シ受取人チシテ證印セシムヘシ

第十八條 刑事被告人ノ中共犯人アルトキハ其監房ヲ別異シ談話通聲スルコトヲ得サフシメ裁判所又ハ他監ニ引致ノトキモ同行セシムルコトヲ得ス

第十九條 在監人ヲ他監ニ移ストキハ其名籍又ハ宣告書其他必要ノ文書及領置ノ貨物ヲ具シテ送致スヘシ

第二十條 在監人押送ノ際送致スル貨物ハ典獄ニ於テ目錄ヲ作り其貨物竝ニ目錄ハ押送官吏ナシテ保管セシムヘシ但金錢ハ破綻ノ憂ナキ様鐵絨シ之ニ封印ヲ捺スヘシ

第二十一條 特赦アリタルトキハ典獄ハ速ニ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務大臣ニ申報スヘシ

スヘシ

第二十二條 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ其裁可又ハ許可ノ監署ニ達シタル時ヨリ二十四時以内ニ之ヲ爲スヘシ

假出獄ノ申渡ヲ受ケタル者ニハ典獄其證票ヲ與テ最近ノ警署署ヘ護送スヘシ

第二十三條 特赦免幽閉假出獄ヲ申渡シ又ハ假出獄ヲ授與スルハ別ニ定ムル方式ニ依ル但實表ハ免役日若クハ日曜日ニ於テ之ヲ與フヘシ

第二十四條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限リ居住セシメ典獄之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキ者ニハ之ヲ貸與スヘシ

已ムテ得サル事故アリテ一時限外ニ出シコトヲ請フトキハ典獄其事由ヲ取糺シテ許可スルコトアルヘシ

第二十五條 免幽閉中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄ニ於テ直ニ其刑ヲ執行スヘシ

第二十六條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者其配偶者又ハ其他ノ親屬ヲ招キテ同居シ又ハ結婚セント請フトキハ典獄其生計ノ方法ヲ取糺シテ許可スヘシ

第二十七條 假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ假出獄ノ停止ヲ言渡シ證票ヲ取上ケ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務司法兩大臣ニ申報スヘシ

甲地ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者チ乙地ニ於テ停止シタルトキハ乙地典獄ヨリ其取上タル證票ヲ甲地典獄ニ送致シテ其旨ヲ通知スヘシ

前項ニ依リ乙地ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ集治監ニ入ルヘキ者ヲ除クノ外其地監獄ニ拘禁シ前刑後刑トモ乙地ニ於テ之ヲ執行スヘシ

第二十八條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者アルトキハ他ノ者ト別異シ一房ニ一名ヲ拘禁シテ特ニ戒護ヲ嚴ニスヘシ

第二十九條 死刑ノ執行ハ午前十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ

第三十條 死刑ヲ執行スヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ之ニ前後ヲ付シ一人宛執行シ其間他ノ受刑者ヲシテ刑場ニ入ラシムヘカラス

第三十一條 死刑ノ受刑者自衣著用ノ儘之ヲ執行スルコトヲ得

第三十二條 監房ハ看守長ノ立會アルニアラサレハ開扉スルコトヲ得ス但在監人ノ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第三十三條 囚人ノ監房ニハ疊チ數クコトヲ得ス但病室及拘留囚ノ監房ハ此限ニ在ラス

第三十四條 密室ハ拘置監ニ設クヘシ
閤室ハ暗ニ空氣ヲ通セシメ電光線ヲ通セサラシムルヲ要ス
密室及閤室ハ一室一人ヲ限トス

第三十五條 執見室ハ監舎ノ首部ニ設クヘシ

第三十六條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ牆壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

第三十七條 各監房ノ鑰匙ハ彼此適用スヘキ爲メ其製式ヲ同クスヘシ

第三十八條 監房ノ鑰匙ハ常ニ一定ノ場所ニ置キ看守長之ヲ監守スヘシ

第二章 役法及時限

第三十九條 監守所ニハ閤室ヨリ鐵線ノ類ヲ通架シ置キ發病等ヲ報スルノ用ニ供スヘシ

第四十條 監獄ニハ防火具ヲ備ヘ置クヘシ

第四十一條 燈火ハ監房外ニ置キ在監人之ニ觸ルルノ虞ナカラシムヘシ

第四十二條 定役ニ服スヘキ入監人アルトキハ典獄醫師ヲシテ其身體ヲ診視セシメテ強弱ヲ分チ就寢簿ニ記入シ其就役スヘキ業名ヲ指定スヘシ

第四十三條 男囚ノ監獄内ノ作業ハ春米瓦工煉化石工石工碎石鍛冶工油絞工耕耘木挽工抄紙工木工桶下葺工炊事掃除ノ内ヲ撰ムヘシ

女囚ノ作業ハ紡績裁縫織濯ノ内ヲ撰ムヘシ
右ノ外各地方ノ便宜ニ依リ他ノ作業ニ服役セシメントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得ヘシ

第四十四條 男囚ハ碎石開鑿採礦土方石工耕耘運搬若クハ監獄ノ用ニ限リ獄外ノ役ニ服セシムルコトヲ得其外役ニ服セシムルトキハ鐵線ノ鎖ヲ用テ二囚毎ニ聯結シ晴雨ヲ問ハス笠ヲ用テ其面ヲ掩ハシムヘシ

外役ノ囚徒ハ一組十人以上二十人以下ト定メ看守一人押丁二人以上ヲシテ之ヲ監セシム但島地ニシテ逃走ノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ此割合ヲ變更スルコトヲ得

第四十五條 定役ニ服スヘキ者刑期五分ノ三ヲ經過シタルトキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニ在ル所ノ作業ノ中ニ就キ出獄後自活ノ道ヲ得ヘキト認ムルモノヲ指定スヘシ但刑期一年未滿ノ者ハ此限ニ在ラス

第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨霜雪等ノ爲メ既定ノ作業ニ就ケシメ雖キトキト雖他ノ作業

ニ就ケ休役セシムヘカラス

第四十七條 科程ノ了否ハ正午ト罷役前トニ於テ毎日二回之ヲ検査スヘシ

第四十八條 毎日囚人ヲシテ作業ニ就カシムルニ際シ悉ク之ヲ監房外ニ整列セシメ看守長及看守

女監取締點檢ヲナスヘシ還房セシムルトキモ亦同シ

第四十九條 在監人ノ起床ヨリ就寝ニ至ル迄ノ動作時限ハ別表ニ之ヲ定ム但作業ニ依リ已ムヲ得

サル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其時限ヲ伸縮スルコトヲ得

第五十條 起床時房就役罷役就寝其他ノ動止ヲ令スルハ鈴若クハ柝ヲ以テシ全監一齊ニ動止セ

シム

第三章 工錢

第五十一條 各種ノ工錢ハ其地普通ノ傭工錢ニ照シ各自ノ技能ト就役時間トニ應ジ二日若干ト定

ムヘシ

第五十二條 免役日ニ於テ囚人ヲ炊事掃除病者ノ看護其他監獄ノ用ニ使役スルトキハ科程外ノ工

錢ヲ與フヘシ

第五十三條 在監人ニ與フヘキ工錢ハ毎月ノ首ニ於テ其前月ノ總計金額ヲ本人ニ示スヘシ

第四章 給與

第五十四條 囚人ノ衣類ハ赭色懲治人ノ衣類竝ニ刑事被告人ニ貸與スル衣類ハ淺葱色ニシテ總テ

筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ長衣就役服ハ短衣トシ女服ハ總テ長衣トス

第五十五條 囚人ノ蒲團ハ赭色懲治人及刑事被告人ノ蒲團ハ淺葱色トシ各自ニ貸與シ二人以上合

著セシムルコトヲ得ス

第五十六條 刑事被告人ノ著用スル衣類ニシテ時季ニ適セス又ハ汚穢シテ衛生上ニ害アリト認ム

ルトキハ之ヲ貸與ス

第五十七條 在監人ノ衣服ノ外襟及蒲團ニハ白布ヲ縫着シ之ニ其者ノ番號ヲ縫着スヘシ

第五十八條 在監人ニ貸與スル衣類雜具左ノ如シ

通常服

一 單衣

一 袴

一 綿入

一 襦袢

就役服

一 單衣

一 袴

一 綿入

一 襦袢

一 股引

婦女ニハ股引ニ代テ前垂ヲ貸與スルコトヲ得

雜具

一 蒲團

一 蚊帳

- 一 蓑
- 一 木枕
- 一 帶(長三尺)
- 一 襪(長三尺)
- 一 手巾
- 一 篋
- 一 笠
- 一 履物

以上ノ貸與品ハ地方ノ便宜ニ依リ之ヲ斟酌取捨シ淋瀝補綴シテ其用ニ充ルコトヲ得此他草鞋用紙ハ之ヲ付與ス

極寒ノ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ足袋ヲ貸與スルコトヲ得

第五十九條 病者ニ貸與スル衣類雜具ハ醫師ノ意見ヲ問ヒタル上典獄ニ於テ變更又ハ増減スルコトヲ得

第六十條 病者ノ食量ハ醫師ノ診斷ニ依テ之ヲ増減スヘシ

第六十一條 病者ノ攝養ニ效アル飲食物又ハ温ヲ取ル湯婆等ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ醫師ヲシテ其旨ヲ證明セシメ典獄之ヲ考檢シテ許可スルコトアルヘシ

第六十二條 囚人及懲治人作業ニ勉勵シテ食費ヲ償フニ足ルヘキ工錢ヲ得ル者ニハ其請ニ由リ領置シタル工錢ヲ以テ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得但其種類分置ハ典獄豫メ制限ヲ設クヘシ

第六十三條 工錢ヲ以テ食物ヲ購給スルハ一月十回以下ニシテ一回金三錢ヲ過ルコトヲ得ス但其

購給品ハ領證工錢ノ半額ヲ過クヘカラス

第六十四條 食用器具左ノ如シ

- 一 木椀
- 一 箸
- 一 飯器
- 第六十五條 監房常置ノ器具左ノ如シ
 - 一 貯水器或ニ飲器 木製
 - 一 唾壺 木製又ハ竹製
 - 一 便器 (木製大小二種但監房ニ廁圀ノ接續ハルモノニハ此器ヲ用ヒス)
 - 一 小箒 草ノ種類ヲ用テ製作セシ軟ナルモノ
 - 一 洗手盆 木製

第五章 衛生及死亡

第六十六條 監獄ハ常に清掃シ不潔ナラシメサルヲ要ス

監獄内ノ廁圀或ニ便器ハ座敷ヲ定メテ掃除シ常に清潔ナラシムヘシ

第六十七條 病者ノ居室身體衣類臥具等ハ常に清潔ニ爲スヘシ

第六十八條 刑事被告人及定役ニ服セサル囚人ハ毎日一時以内監房外ニ於テ運動ヲ許ス

第六十九條 衣類臥具雜具其他ノ物品ハ種實ニ依リ時時熱湯ヲ用ヒテ之ヲ洗ヒ又ハ大氣ニ晒シ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混一シテ之ヲ晒洗スヘカラス

第七十條 入浴ノ定度ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一次以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一

次以上トス

第七十一條 刑事被告人又ハ定役ニ服セサル囚人及拘留囚ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様梳理シムヘシ
シハ鬚髮ヲ剃刈セシムコトヲ請フ者アルトキハ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七十二條 髮ヲ短縮セサル者ノ監房ニハ木梳一箇ヲ備ヘ置クヘシ

第七十三條 刑事被告人ノ親屬故舊ヨリ淋瀝ノ爲メ其衣類ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ得テ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ其監室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘキモノトス

第七十四條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ慎重ニスヘシ若シ在監人中傳染病者アシトキハ直ニ離隔室ニ移シ其消毒ヲ嚴ニシ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ典獄ヨリ所屬長官ニ報告シ且其旨ヲ市町村長及警察署ニ通知スヘシ

第七十五條 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入及贈給ヲ停止スルコトヲ得

第七十六條 傳染病流行地ヲ發シ若クハ其地方ヲ經過シタル者新ニ入監スルトキハ一週日以上ノ者ト離隔シ其携有スル物品ハ消毒ヲ行フヘシ

第七十七條 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ親屬ニ通知スヘシ

刑罰被告人死亡シ又ハ囚人及懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ其裁判所ニ申報スヘシ

第七十八條 在監人病死シタルトキハ醫師ノ診察ニ據リ病症及其因由並ニ死亡ノ年月日時ヲ名籍簿ニ記載スヘシ若シ變死シタルトキハ醫師ノ檢案ニ據リ死亡ノ因由及其年月日場所死狀等ヲ名籍簿ニ詳記スヘシ

第七十九條 死者ノ親屬右クハ其遺骸ノ下付ヲ許シタルトキハ其者ヲシテ簿冊ニ署名捺印セシム

監署ニ於テ遺骸ヲ假葬スルトキハ棺ニ入テ之ヲ埋メ其上ニ面三寸長三尺五寸ニ過キサル氏名標ヲ建ツヘシ

第八十條 在監人ノ遺骸ハ假葬シタル後ト雖下付ヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

第八十一條 在監人死亡シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親屬ニ下付ス刑死者ノ貨物モ亦同シ

親屬遺地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ送送スルコトヲ得但送送費ハ親屬ノ自辨トス

第八十二條 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三箇年ニ至ルモ引取人ナキトキハ更ニ合葬スルコトヲ得但合葬シタルトキハ其墓標ニ石ヲ用フヘシ

第六章 書信及接見

第八十三條 在監人ヨリ發スル信書ハ書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ封緘遞送スルモノトス但郵便稅ハ自辨トス

第八十四條 官司ノ訊問ニ由テ發信ヲ要スルニ當リ郵便稅ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄費ヲ以テ支辨スヘシ

第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ先ツ直行讀讀シ次ニ逆讀斜讀又ハ横讀シ不正不真ノ文意アルヤ否ヲ詳査スヘシ

第八十六條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄其氏名身分住所職業及緣由ヲ詳悉シタル上之ヲ許スモノトス

接見ノ時間ハ三十分時ヲ過クルヲ得ス但死刑ノ執行以前及集治監又ハ假留監ニ押送以前ニ係ル

囚人ニハ特ニ一時間ノ接見ヲ許スニトテ得
接見ヲ許シタル者若シ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲ爲シタルカ又ハ姿貌其他形狀等ヲ以テ相
通スルノ形跡アルトキハ之ヲ停止スヘシ
接見ノ際ハ在監人男子ニ係ルハ看守長看守立會女子ニ係ルハ看守長女監取締立會ヲヘシ
第八十七條 辯護人トノ接見ハ接見室ニ於テノ談話ニテ事實ヲ盡シ難キトキニ限り訊問所ニ於テ
之ヲ爲サシムルコトヲ得

病囚トノ接見ハ危篤ノ際ニ限り病室ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得
第八十八條 在監人接見ノ時限ハ午前八時午後四時迄ノ間トス

第七章 差入品

第八十九條 刑事被告人ニ差入ルヘキ飲食物ハ酒及煙草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊爨ヲ要セザルモノ
ニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限ル

第九十條 總テ差入品ハ看守長立會看守ニ於テ之ヲ検査シ毒氣酒氣又ハ包蔵物其他通謀ノ媒介
トナルモノナキヤ否ヲ精檢スヘシ但飲食物ノ検査ニハ醫師ヲシテ立會ハシムヘシ

第九十一條 検査ノ爲メ解紐シタル衣類臥具アルトキハ監獄ニ於テ之ヲ原形ニ復スヘシ

第九十二條 免職閉ヲ受ケタル者親屬故舊ヨリ金錢衣服家具等ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ其旨典獄
ニ申告セシムヘシ

第八章 教誨

第九十三條 教誨ハ免役日又ハ日曜日午後又ハ平日罷役後又ハ休役間ニ於テ之ヲ行フヘシ
第九十四條 免役日及日曜日教誨ハ教誨堂ニ於テシ休役間又ハ罷役後ノ教誨ハ被教誨者ノ居所ニ

就キ之ヲ爲スモノトス

第九章 賞與

第九十五條 監獄則ニ依リ賞與セシ者ニ與アル賞表ニハ曲尺方二寸ノ淺葱色ノ布ヲ用ヒ賞與セシ
毎ニ之ヲ與ヘ上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著スルモノトス

第九十六條 賞表ヲ有スル者ニハ左ノ優遇ヲ爲スモノトス

一 第五十八條ニ定メタル衣類雜具ハ成ルヘク良品ヲ賞與ス

二 書信ハ一箇月ニ二通二次之ヲ爲スコトヲ許ス

三 入浴ハ尋常囚人ニ先マタタシムルコトアルヘシ

四 賞表二箇以上ヲ有スル者ニハ仍ホ作業ノ勞動稍輕キモノヲ課シ且飯米ノ割合ヲ十分ノ五ニ
増加ス

五 賞表三箇以上ヲ有スル者ニハ仍ホ將來生計ノ爲メ作業ノ變換ヲ請ハシムルコトヲ得

六 賞表一箇ヲ得タル者ニハ監獄則第二十八條ニ定メタル外菜ヲ一週ニ一回其二箇ヲ得タル者
ニハ二回三箇以上ヲ得タル者ニハ三回増給ス但其價ハ一回一錢ヲ過クルコトヲ得ス

第九十七條 囚人及懲治人左ニ掲ケタル所爲アルトキハ金二十五錢以下ヲ以テ之ヲ賞與スルコト
ヲ得但賞表ヲ與フルノ限ニ在ラス

一 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ

二 人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ

三 監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ

第九十八條 刑事被告人ニシテ前條ノ所爲アルトキハ之ヲ錄シテ所屬長官ニ申報シ仍ホ當該裁判

官ノ參考ニ供スヘシ

第十章 懲罰

第九十九條 減食受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クヘシ

第一百條 懲罰モ受ケタル者ノ居房ハ其罰期終ルモ仍ホ懲罰ヲ受ケサル者ト別異スヘシ但改悛ノ情著シキトキハ合居セシムルコトヲ得

第一百一條 犯則者ニシテ事未タ終覺セサル前ニ於テ司獄官吏ニ自首シタルトキハ其懲罰ヲ全免又ハ減輕スルコトヲ得

數犯俱發シタルトキハ一ノ重キニ從ヒ處罰スヘシ

第一百二條 懲罰ニ處セラレタル者裁判事件ニテ出廷スルトキハ當日ニ限り其執行ヲ中止スヘシ但中止中經過セシ日數ハ懲罰期限ニ算入スヘカラス

第一百三條 兩脚ニ鈎ヲ施ス者改悛ノ狀顯ハレ其施鈎期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ鈎ヲ免除スルコトヲ得

第一百四條 鈎ヲ施シタル者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其施鈎期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ假ニ其鈎ヲ免除スルコトヲ得

第一百五條 假ニ鈎ヲ免除シタル者其罰期内更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セヨ日數ハ施鈎期ニ算入スヘシ

第一百六條 懲罰ニ處シタル者アルトキハ典獄若クハ看守長時時其動靜ヲ觀察シ教誨師ヲシテ之ヲ問ハシムヘシ

附則

此細則ニ於テ市町村長トアルモノ市町村副ヲ施行セサル地方ニ於テハ戶長之ニ當ルヘシ

(在監人動作時限表略之)

明治三十年十一月八日印
明治三十年十一月十一日發行
明治卅一年四月廿五日增訂發行第三版
明治卅一年九月三日增訂印刷
明治卅一年九月三日發行第四版

定價金七拾錢

編纂者 博文館編輯局

發行者 東京日本橋區本町三丁目八番地 大橋新太郎

印刷者 東京麹町區內幸町一丁目五番地 多田三彌

印刷所 東京麹町區內幸町一丁目五番地 愛堂

版權所有

發兌元

東京日本橋區本町三丁目

博文館

博文館編輯局編纂

增訂再版

新撰帝國法典

全壹冊總クロノス洋装
紙數千七百九拾餘頁
正價 金 八拾 錢
郵税 拾 四 錢

明治初年より明治三十一年五月に至る緊令要則は、羅して洩らさず、收めて

本書の中に在り、其排列の整正せる、索ぬる所の法規は、搜索

一過直に之を搜出するを得べく、校正嚴密 全篇通じて一の誤を認め

ず、製本小形、携帶に便に、披閱に煩ならず。紙質良好、裝釘堅牢、價格低廉なる、他に其比を見ざるなり。

民法 修正案理由書

全部 貳卷 洋裝 美本
紙數 兩版 千三百廿頁
正價 壹冊 金 六拾 錢
郵税 壹冊 拾 貳 錢

上卷 民法修正案 (正條 插入)

正價 金 壹圓 五拾 錢 包小 十里迄 七 貳 錢 百里迄 廿四 錢

下卷 商法修正案 (正條 插入)

正價 金 壹圓 五拾 錢 包小 十里迄 七 貳 錢 百里迄 廿四 錢

本書は、法典調査會の記述に、帝國議會を通過せる民法
修正案、及、法例を始めて、商法修正案、國籍法案、
不動産登記法案、等諸法案の起草若くは修正の理由を説明した

解釋書たり。而して吾人に最も重要切實の關係を有する民法親族篇及相續篇
の二篇は、何等の修正も受くることなくして、兩院を通過し、其附屬法令と共
に實施せらるゝに、至りたれば、右の理由書は、併せて又現行民法の理由書と共
るに至り。世に理由書多しと雖、立法者自述の理由書の如く尊重すべきは
欲するの士は、坐右に一本を欠くべからざるなり。

市岡正一君編纂

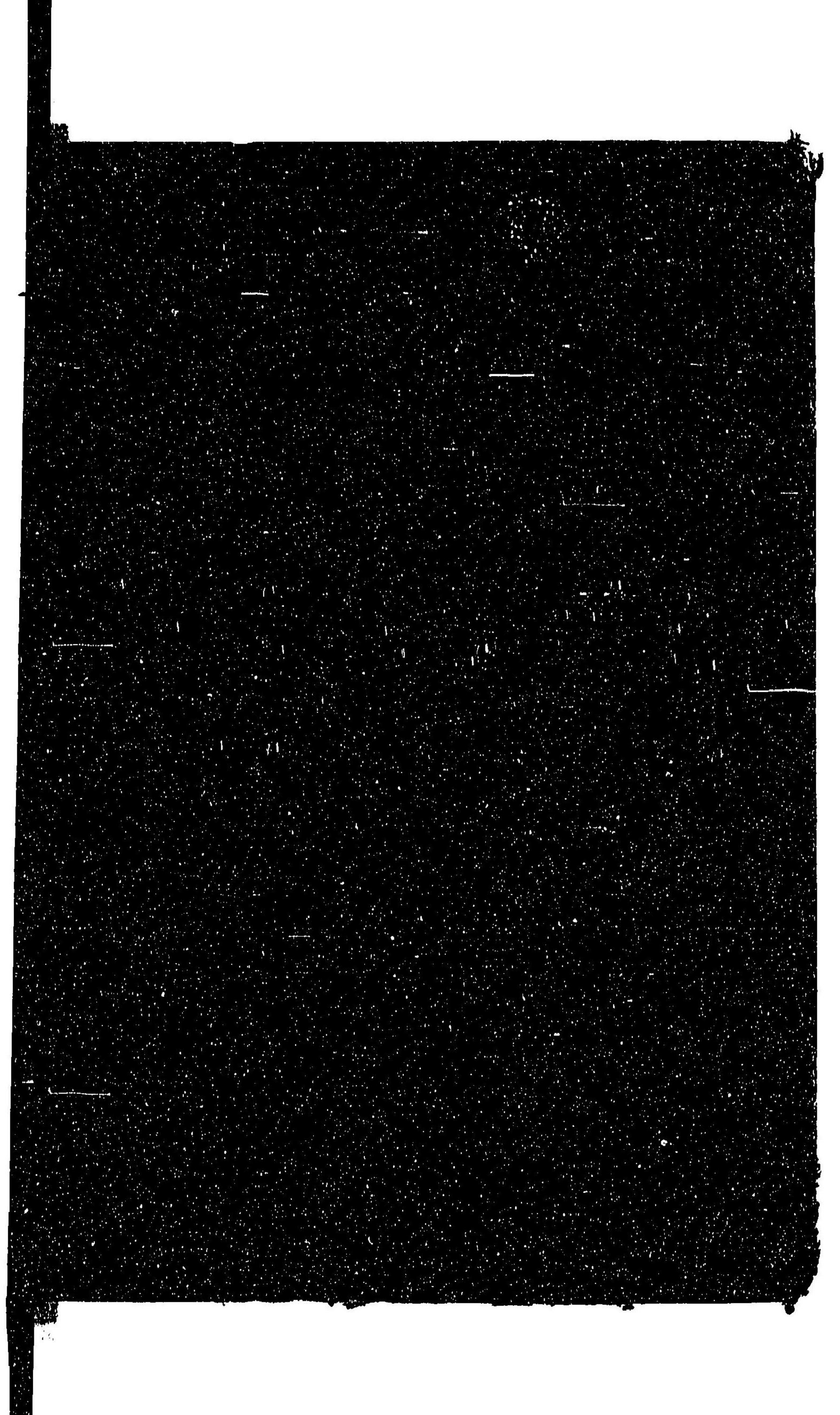
市町村事務取扱全書

全登録洋製菊判
紙版六百五拾頁
正價金八拾錢
郵税拾貳錢

四

本書編纂の体裁は、先づ、**市町村制の成文**等掲げ、毎條附するに理由、附録、備考等の數種目を出して、就中、**理由**之部には、本制理由書中、其條に適用するものを摘載して、**記註**之部は、本文の意義を釋し、事務執行の順序等を説明し、**行政裁判例**之部には、行政法衙門以來のを採り、原被陳述法官の説明等を掲げて、之を明瞭にし、**問答**之部には、本條に關する疑問之部には、他の法令を引、**附録**之部には、必要なる書式様式、本條の餘意を補ひ、**附録**式及諸原則等を附記し、**備考**之部には、本書全体の各條章中彼是照應すべき要件を掲げて、参考に供す。凡そ市町村の事務に従ふ者は勿論、苟も公民として市町村の權利義務に關する者は、座右の可らざるの良書なり。

71
393



71
393

禁電子式複写

031060-003-6

CZ-5-0169

帝国六法全書

博文館

4版

M30-43

BBC-0641



